# 厚生環境常任委員会関係

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例(案)新旧対 照表

第1条関係(山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部改正)

# 行

### 別表

区分		金額
-略-	-	-略-
保険	-略-	-略-
診療	障がい	障害者の日常生活及び社
以外	福祉サ	会生活を総合的に支援す
の療	ービス	るための法律(平成17年法
養等	料	律第123号。以下「支援法」
		という。)第29条第3項第
		1 号に規定する <u>厚生労働</u>
		大臣が定める基準により
		算定した費用の額
	障がい	児童福祉法(昭和22年法律
	児通所	第164号)第21条の5の3
	支援料	第2項第1号に規定する
		<u>厚生労働大臣</u> が定める基
		準により算定した費用の
		額
	障がい	児童福祉法第24条の2第
	児入所	2項第1号に規定する <u>厚</u>
	支援料	生労働大臣が定める基準
		により算定した費用の額
	-略-	

備考1~5 一略一

# 別表

1	区分	金額
一略一		一略一
保険	-略-	-略-
診療	障がい	障害者の日常生活及び社
以外	福祉サ	会生活を総合的に支援す
の療	ービス	るための法律(平成17年法
養等	料	律第123号。以下「支援法」
		という。)第29条第3項第
		1 号に規定する <u>主務大臣</u>
		が定める基準により算定
		した費用の額
	障がい	児童福祉法(昭和22年法律
	児通所	第164号)第21条の5の3
	支援料	第2項第1号に規定する
		内閣総理大臣が定める基
		準により算定した費用の
		額
	障がい	児童福祉法第24条の2第
	児入所	2項第1号に規定する内
	支援料	閣総理大臣が定める基準
i		により算定した費用の額
	-略-	-略-

改正

備考1~5 一略一

# 第2条関係(山形県立児童福祉施設設置条例の一部改正)

改正案 行 (使用料) (使用料) 第3条 一略一 第3条 一略一 2 前項の使用料の額は、支援法第29条第3項第 2 前項の使用料の額は、支援法第29条第3項第 1号に規定する厚生労働大臣が定める基準によ 1号に規定する主務大臣が定める基準により算 り算定した費用の額とする。 定した費用の額とする。

3 一略一

第3条の2 一略一

1号に規定する厚生労働大臣が定める基準によ り算定した費用の額とする。

3 一略一

3 一略一

第3条の2 一略ー

2 前項の使用料の額は、法第24条の2第2項第 2 前項の使用料の額は、法第24条の2第2項第 1号に規定する内閣総理大臣が定める基準によ り算定した費用の額とする。

3 一略一

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例(案)新旧対照表

> 改正案 行

(利用定員に関する特例)

第56条 一略一

 $2 \sim 4$  一略一

く指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営 に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号) 第82条第5項に規定する厚生労働大臣が定める もののうち、将来的にも利用者の確保の見込み がないものとして知事が認めるものにおいて事 業を行う多機能型事業所(この条例に規定する 事業のみを行う多機能型事業所を除く。)につ いては、第2項中「20人」とあるのは、「10人」 とする。

(利用定員に関する特例)

第56条 一略一

 $2 \sim 4$  一略一

5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づ 5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づ く指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営 に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号) 第82条第5項に規定するこども家庭庁長官が定 めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見 込みがないものとして知事が認めるものにおい て事業を行う多機能型事業所(この条例に規定 する事業のみを行う多機能型事業所を除く。) については、第2項中「20人」とあるのは、「10 人」とする。